

同意書

(離職した介護人材の再就職準備金貸付用)

記入日 _____ 年 月 日

- 1 申請者は、離職した介護人材の再就職準備金貸付の貸付要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 2 連帯保証人は、離職した介護人材の再就職準備金貸付の貸付要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 3 申請者および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを約束します。

各項目をご確認、ご理解のうえ、必ず☑をしてください。

- 下記の「連帯保証人について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱に関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会 離職した介護人材の再就職準備金貸付 要綱・要領(抜粋)」を十分読み、理解しました。
- 申請者および連帯保証人が、**各々自署**しました。(代筆は不可です)

申請者(借受人) 自署 _____

【個人】連帯保証人(予定) 自署 _____

【法人】連帯保証人(予定)

(法人保証を行う法人名)



【連帯保証人について】

① 連帯保証人の責務について

申請者(貸付決定後は「借受人」と称す)に貸付要綱の規程通りの返還をいただけない場合、借受人に代わり、連帯保証人に返還いただくことになります。

② 連帯保証人の特徴について

連帯保証人は、次の事由がある場合においても大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という)からの返還の請求を拒むことはできません。

ア 府社協が借受人へ返還の請求を十分に行っていないこと。

イ 借受人が資産を有していること。

③ 連帯保証人の責任の範囲について

複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、借入金、延滞利子並びに借入金から生じる一切の債務の全額について責任を負担することになります。

【情報提供義務について】

① 申請者から連帯保証人(個人)への情報提供義務

申請者は、連帯保証人になることを他人に依頼する場合、連帯保証人になるかどうかの判断を助けるために、申請者の財産や収支の状況、申請する債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければなりません。

② 連帯保証人(個人および法人)から府社協に対して求められる情報

連帯保証人は、府社協に対して、主債務についての返還の状況に関する情報の提供を求められます。

【個人情報の取扱に関する同意事項】

① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の就業の促進ならびに質の高い介護人材の確保に資すること、債権保全を目的とします。

本会は、離職した介護人材の再就職準備金の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ここでいう第三者は、業務従事先事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関、業務委託機関等をさします。

③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合については、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

⑤ 個人情報の種類(本事業にかかわって取得・利用する個人情報)

- ①離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書
- ②住民票(謄本)
- ③借受人決定・不承認通知書
- ④誓約書
- ⑤離職した介護人材の再就職準備金借用証書
- ⑥印鑑登録証明書
- ⑦源泉徴収票又は住民税課税証明書
- ⑧振込先金融機関の通帳など(写し)
- ⑨貸付金振込口座届出書
- ⑩業務従事開始届
- ⑪現況報告書
- ⑫業務従事期間証明書
- ⑬離職した介護人材の再就職準備金返還計画書
- ⑭離職した介護人材の再就職準備金返還猶予申請書
- ⑮離職した介護人材の再就職準備金返還免除申請書
- ⑯各種承認・不承認通知書
- ⑰その他会長が必要と認める各種届及び書類

【大阪府社会福祉協議会 離職した介護人材の再就職準備金貸付 要綱・要領(抜粋)】

～貸付後の留意点～

要綱(返還の債務の当然免除)

第6条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- (1) 第2条の(3)の介護職員等として就労した日から、大阪府内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

要綱(返還)

第7条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から6カ月以内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 大阪府内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

要領(届出義務)

第14条 借受人は、次に掲げる事由が生じた場合には、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に異動があったとき。
- (2) 借受人であることを辞退するとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届等の事実を証明する書面を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、再就職準備金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。
- 4 借受人が、業務従事先を変更したとき又は介護職員等の業務に従事しなくなったときは、業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

要綱(延滞利子)

第10条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。